

## 5 県内感染期

- ・ 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・ 国内では、国内感染期となるが、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

### 目的

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

### 対策の考え方

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。
- 2) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 3) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 4) 医療提供体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 5) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会・経済活動ができる限り継続する。
- 6) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

---

### (1) 実施体制

---

市は、県内での発生を確認した場合には、速やかに市対策本部会議を開催し、庁内の情報共有を図り、必要に応じて市の基本方針を見直し、決定する。

(市対策本部)

---

## (2) 情報収集

---

### (2) - 1 情報収集

市は、県内における新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性や安全性等について、国等を通して情報を収集する。  
(健康福祉部)

---

## (3) 情報提供・共有

---

### (3) - 1 情報提供

ア) 市は、市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等について詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。  
(政策推進部、健康福祉部)

イ) 市は、国、県とともに、特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。  
(総務部、政策推進部、健康福祉部、教育委員会)

ウ) 市は、市民から一般相談窓口（コールセンター）等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行う。  
(総務部、政策推進部、健康福祉部)

エ) 市は、地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制を市医師会と連携しながら調整して確保するとともに、診療時間を取りまとめるなどして住民への周知を図る。  
(政策推進部、健康福祉部)

### (3) - 2 情報共有

市は、国や県、関係機関等とインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、発生状況や対策の状況把握を行う。  
(政策推進部、健康福祉部)

(3) - 3 一般相談窓口（コールセンター）等の体制充実・強化

市は、一般相談窓口（コールセンター）等の体制を充実・強化する。

（政策推進部、財務部、健康福祉部）

---

(4) 予防・まん延防止

---

(4) - 1 市内でのまん延防止策

市は、業界団体等を経由し、または直接住民、事業者等に対して次の要請を行う。

①住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い、うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。  
また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。 (健康福祉部)

②事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請する。(健康福祉部)

③ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を基に、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。  
(健康福祉部、教育委員会)

④公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。(健康福祉部)

⑤病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設における感染対策を強化するよう引き続き要請する。  
(健康福祉部)

---

(5) 予防接種

---

(5) - 1 特定接種の実施

国が、特定接種を進めている場合には、県内発生早期の対策を継続し、特定接種の具体的運用を定めた基本的対処方針に基づき、特定接種の対象となる職員を対象に、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。  
(総務部、健康福祉部)

(5) - 2 住民接種の実施

ア) 市は、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種を進める。

(健康福祉部)

- イ) 市は、国が住民接種の接種順位を決定した場合には、その接種順位に関する基本的な考え方や新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、接種順位について、市民に対し周知する。(政策推進部、健康福祉部)
- ウ) 市は、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、国が決定した接種順位を踏まえ、関係者の協力を得て、接種を開始する。市民に対し、接種に関する情報提供を開始する。(政策推進部、健康福祉部)
- エ) 市は、接種の実施にあたり、国及び県と連携し、医療機関への委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象とした集団的な接種を行う。(健康福祉部)

(5) - 3 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種を進める。(健康福祉部)

---

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

---

(6) - 1 在宅で療養する患者への支援

市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。(健康福祉部)

(6) - 2 市民・事業者への呼びかけ

市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物質等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう呼びかける。(商工観光部、市民部)

(6) - 3 緊急事態宣言がされている場合の措置

ア) 水の安定供給

市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(水道局)

イ) 生活関連物資等の価格の安定等

市は、市民生活の安定及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め、売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

市は、生活関連物資等の需要・価格動向や実施した措置の内容について、市民へ迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。  
(商工観光部、市民部)

ウ) 要援護者への生活対策

市は、国の要請に基づき、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(健康福祉部、消防本部)

エ) 埋葬・火葬の特例等

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認める場合で、市長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を国が定めた場合には、当該特例に基づき対応する。

(環境部、健康福祉部)